

第2章 アメリカ

1 概観

アメリカは、市場原理重視かつ自助原則の国柄であり、かつ、各州の権限が非常に強い連邦制を採用しているため、連邦レベルでの若年者雇用対策は少ない。ただし市場原理がうまく働いていないと考えられる高校中退者など社会的に不利な立場に置かれた若者に対しては、連邦政府最大の若年者雇用対策であるジョブ・コアにより、毎年15億ドルもの予算を投入するなど、積極的な働きかけを行っている。

また、学歴によりその後の就業の安定性が大きく変わるために、クリントン政権下で、「少なくともコミュニティ・カレッジ^(注1)進学が一般的になるようにする」との宣言がなされ、それを実現すべく「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act)」に基づく教育改革やテックプレップといった施策が進められているのも近年の特色である。

なお、若年者に対する教育に関しては、法制上直接的行政権は連邦政府ではなく、州政府にあり、州あるいはその下の学校区により多様な教育制度が存在している。職業教育は、キャリア・アカデミー、コオペラティブ教育など、協力企業に赴き、職場体験をすることによるもの、または、職場体験と職種の職業科目の学習を組み合わせたものが多い。

2 若年雇用・失業情勢

(1) 人口の動向

a 若年人口の推移

2000年のアメリカにおける若年人口(15~24歳)は、3,915万4,000人と、生産年齢人口(15~64歳)1億8,782万2,000人の20.8%を占める。

アメリカでは、1980年初頭まで若年人口は増加したが、その後ゆるやかに減少を続け、2000年に入り、再度増加しつつある。これは、移民受け入れによる増加分が寄与していると考えられる(表1-13)。

b 生産年齢人口(15~64歳)に占める若年人口(15~24歳)の割合の推移

生産年齢人口が一貫して増加を続けているのに対し、若年人口は前述のとおり2000年に減少から増加に転じている。これを反映し、生産年齢人口に占める若年人口の割合は、1975年の29.0%をピークとして低下を続けていたが、1995年及び2000年は20.8%と横ばいとなり低下に歯止めがかかっている(表1-13)。

〈表1-13〉若年人口、生産年齢人口及び生産年齢人口に占める若年人口の割合

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
若年人口(15~24歳)	36,529	41,103	42,979	40,627	37,297	36,825	39,154
生産年齢人口(15~64歳)	129,886	141,706	153,142	162,030	168,670	176,708	187,822
生産年齢人口に占める若年人口の割合	28.1	29.0	28.1	25.1	22.1	20.8	20.8

資料出所 UN "World Population Prospects : The 2004 Revision"

(2) 失業率の動向

a 若年失業率の推移

若年失業率は、全年齢の失業率の概ね2倍を少し超える水準で推移しており、2000年前後は好調な景気に支えられ、9.3%まで低下したが、その後上昇、2003年には12.4%となった。2004年は若干回復し、11.8%となった(表1-14)。

b 他の年代との比率の推移

若年層(15~24歳)は、他の年代(25歳以上)の失業率に比べ、概ね3倍弱から2倍強という非常に高い水準で推移しており、2004年は2.7倍となっている(表1-14)。

c 若年長期失業率の推移

若年長期失業率(失業者に占める長期失業者(1年以上)の割合)については、2000年の3.9%以降一貫して上昇しており、2004年には7.9%となっている(表1-14)。

〈表1-14〉 若年失業率、若年就業率、実質 GDP 成長率等

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004
若年就業率(15～24歳)	11.0	16.1	13.8	13.6	11.2	12.1	9.3	10.6	12.0	12.4	11.8
全年齢の失業率	4.9	8.5	7.1	7.2	5.6	5.6	4.0	4.7	5.8	6.0	5.5
25歳以上の失業率に対する若年失業率の比率	3.3	2.6	2.7	2.4	2.5	2.8	3.1	2.9	2.6	2.5	2.7
若年長期失業率(失業者に占める長期失業者(1年以上)の割合)	—	3.0	2.6	5.1	—	5.2	3.9	4.1	5.1	7.3	7.9
若年就業率(15～24歳)	53.2	54.2	58.6	59.0	59.8	58.3	59.7	57.7	55.7	53.9	53.9
実質 GDP 成長率	0.2	-0.2	-0.2	4.1	1.9	2.5	3.7	0.8	1.6	2.7	4.2

資料出所 OECD “Labour Market Statistics-INDICATORS”, “Economic Outlook 78”等

〈表1-15〉 学歴別失業率(25歳以上)

年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
高校卒業資格なし	9.0	8.7	8.1	7.1	6.7	6.3	7.2	8.4	8.8	8.5
高校卒業資格あり	4.8	4.7	4.3	4.0	3.5	3.4	4.2	5.3	5.5	5.0
短大卒業(準学士号取得)	4.0	3.7	3.3	3.0	2.8	2.7	3.3	4.5	4.8	4.2
大学卒業(学士号取得)	2.4	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	2.3	2.9	3.1	2.7

資料出所 連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ

〈表1-16〉 若年無業者(就労せず、教育も受けていない者)の動向

年	1995	1998	1999	2000	2001	2002
15～19歳	7.8	7.3	7.4	7.0	7.5	7.0
20～24歳	17.8	14.4	15.1	14.4	15.6	16.5

資料出所 OECD “Education at a Glance 2005”

d 属性による比較

低学歴のものほど失業率が高い傾向にあり、特に高校卒業資格の無い者については、高校卒業資格のある者と比べ、失業率が常時3～4%ポイント高いことから大きな格差が生じていることがわかる(表1-15)。

(3) 就業の動向

a 若年就業率の動向

若年就業率(15～24歳)は、1970年以降概ね50%台で推移しているが、2000年の59.7%をピークに下降傾向にあり、2004年は、53.9%となっている(表1-14)。

b 若年無業者の動向^(注2)

OECDの“Education at a Glance 2005”によると、若年無業者(就労せず、教育も受けていない者)の全人口に対する比率は、15～19歳では、概ね7%台となっており、2002年は前年より0.5%ポイント低下し7.0%となっている。20～24歳では、概ね15%台で推移しており、2002年は前年より0.9%ポイント上昇し16.5%となっている(表1-16)。

3 若年雇用・能力開発対策の基盤

(1) 学校制度

教育に関し、法制上直接的行政権は連邦政府ではなく、州政府が保有するため、州あるいはその下の学校区ごとに多様な教育制度が存在している。

このため、全米共通の学校制度は存在せず、例えば、初等・中等教育における学制をみても、6-3-3年制、8-4年制、6-6年制、など様々である。また、義務教育終了年齢も16歳から18歳までの多様性が見られる(図1-9)。

教育水準については、高等教育への進学率(1996～2000年)が概ね6割程度、25歳以上の者の8割程度は高卒以上の資格を取得している(表1-17)。

なお、連邦政府は教育に関わっていないわけではなく、目的・運用基準等を特定した連邦補助金を通じて政策の浸透を図っている。

各段階の教育の詳細については、以下のとおりである^(注3)。

a 就学前教育

就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3~5歳児を対象とする。

b 義務教育

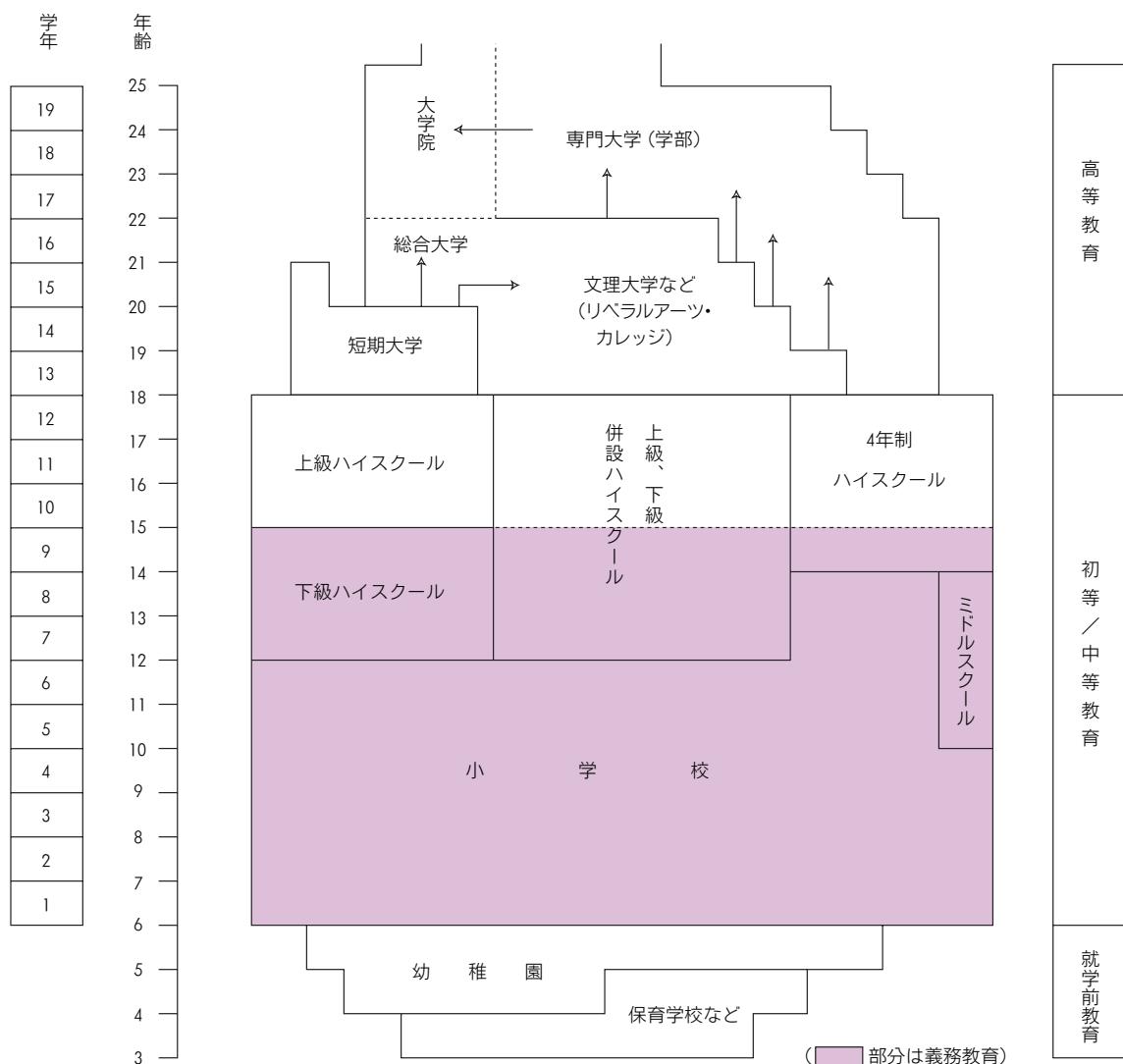
就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は、9~12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

c 初等・中等教育

初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は①

6-3(2)-3(4)年制②8-4年制及び③6-6年制に大別されるが、最近はミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制も増加している。2000年現在、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校が7.0%、5年制小学校32.4%、6年制小学校20.7%、8年制小学校7.5%、ミドルスクール16.8%、初等中等併設型学校7.3%、その他8.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)12.2%、上級ハイスクール(3年制)2.5%、4年制ハイスクール48.4%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)12.2%、初等中等併設型学校18.8%及びその他5.8%となっている。なお、初等中等併設型学校は初等学校、中等学校にそれぞれに含め、

〈図1-9〉 アメリカ合衆国の学校系統図



資料出所 「2004諸外国の教育の動き」文部科学省